

水俣病の経過

- 28・ 水俣湾一帯にネコの狂死相次ぐ。
- 31・5 新日窒付属病院から、4人の原因不明の患者発生と水俣保健所に届け出(1日)
- 水俣保健所、医師会、市、市立病院、新日窒付属病院5者で「水俣奇病対策委」を構成(28日)この調査で患者51人を発見。第1号は28年とわかる。
- 8・ 厚生省へ報告(3日)
- 8・ 船大に水俣病医学研究班スタート(24日)。患者を学用患者として船大に収容。微生物教室(六反田)小児科(長野)第一内科(勝木)病理(武内)の諸教授を現地に派遣。現地の飲料水、海水、土、魚介などの分析を始む。
- 11・ 船大で中間報告会。マンガン説発表(4日)
- 32・2 船大で第2回研究報告会(26日)前進なし。水俣湾内の魚獲について強力な指導、措置を行なった。
- 3 県に「水俣病奇病対策連絡会」組織(4日)
- 33・11 厚相の諮問機関として食品衛生調査会水俣食中毒部会スタート(24日)
- 34・7 船大非公開で有機水銀説を発表(14日)。市立病院に患者収容棟落成。
- 8・ 会社側は県議会特別委で船大説を否定(5日)
- 水俣漁協と鮮魚小売商組合員400人が新日窒にデモ、漁業補償として1億円を要求(6日)
- 会社側300万円を回答、漁民が会社に入入(13日)
- 漁業補償解決(補償金2,000万円+漁業振興資金1,500万円+毎年200万円の補償金)(29日)
- 津奈木に新患者発生。
- 9・ 工場側さらに船大説を否定(第3回反論・新たに爆薬説登場)
- 10・ 新日窒付属病院長の細川博士、酢酸工場廃水を7月24日からネコに投与。発病したため、水俣病と確認。一方、工場側は「工場廃水で水俣病は出ぬ」と発表(7日)
- 水俣工場の排水を即時停止、浄化装置も年内につくれと通産省、新日窒に指示(30日)
- 11・ 国会調査団来水、県の怠慢、少なすぎる研究員、工場の非常識な行為を非難(1日)
- 漁民4000人がデモ、会社に入入(2日)
- 食品衛生調査水俣食中毒部会有機水銀中毒を答申(12日)
- 患者互助会1人300万円の補償要求、正門前にすわり込む(25日)
- 12・ 県漁連と会社側が調停案に調印(漁業補償3,500万円、立ち上がり資金6,500万円)(17日)
- サイクリーター(浄化装置)完成、6,000万円(25日)
- 患者互助会、あっせん案のむ(一時金2,400万円、年金530万円)(29日)
- 35・4 東京工大清浦教授、アミン説を新聞発表。
- 5・ 内田船大教授、水俣湾の貝から原因物質と思われる結晶(有機水銀)を検出。
- 36・1 入鹿山船大教授、工場排水溝および百間港内泥土から有機水銀検出。
- 4・ 戸木田東邦大教授、新説(腐敗物質説)発表(10日)
- 9・ 入鹿山教授、酢酸工場水銀滓(し)からメチル塩化水銀(有機水銀)検出、細川博士アセトアルデヒド工程の蒸留排水の分析と動物実験に着手。
- 37・2 細川博士廃水中からメチル水銀を検出、動物実験にも成功。
- 11・ 原因不明の脳性小児マヒ患者を胎児性水俣病と認定。
- 39・8 新潟で第1号患者死亡。
- 40・3 漏の児りハビリテーションセンター完成、2億5,000万円。
- 41・6 チッソ工場完全循環方式を採用。
- 43・5 会社、アセトアルデヒド製造中止。
- 9・ 政府公害認定。(26日)水俣病はチッソの廃水が原因と明示。(27日)チッソ江頭社長患者家庭を1軒1軒わびて回る。
- 10・ 新たな補償交渉始まる(9日)
- 11・ 互助会は会社との補償交渉が進まず、県に対し第三者機関設置要望を決める(15日)
- 12・ チッソ、補償基準の提示を厚生省に要望(19日)
- 44・3 第三者機関設置は確約書提出が条件と厚生省。訴権がなくなると互助会もめる(4日)
- 4・ 互助会確約書をめぐって分裂。一任派確約書を「お願い書」に変えてあっせんに応じる。
- 第三者機関水俣病補償処理委員会発足(25日)
- 6・ 訴訟派、船地裁に約6億4,000万円の慰謝料請求の訴えを起す(14日)
- 5・ 水俣病審査会 新たに5人を患者と認定。患者116人(30日)
- 6・ 処理委第1回現地調査(27日)
- 9・ 第1回口頭弁論(29日)(以後4回)
- 45・5 処理委あっせん案提示(25日)